

子育て応援普通預金口座「のびのびフォト通帳」

平成24年8月13日現在

商品名	・子育て応援普通預金口座「のびのびフォト通帳」
販売対象	・満15歳未満の個人の方
期間	・満15歳の誕生日の属する月の末日まで
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時払戻しができます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 ・毎日の最終残高における金額区分別利率を総残高に適用します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 1円以上101万円未満（1年ものスーパー定期預金〔300万円未満〕の利率） <ul style="list-style-type: none"> ※ 本利率の適用は、満15歳の誕生日の属する月の末日までとなります。 ② 101万円以上（一般普通預金と同利率） ・預入残高により適用される金利や預入限度額は将来変更となる場合があります、契約終了まで保証するものではありません。 ・年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%※（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日～令和19年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
金利情報の入手方法	・金利は店頭が表示金利でご確認いただくか、窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-549-274）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・期間経過後は一般普通預金となります。 ・一般普通預金から子育て応援普通預金への切り替え、子育て応援普通預金から一般普通預金への切り替えができます。 ・キャッシュカードの発行はいたしません。 ・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受け取りはできません。 ・総合口座のお取り扱いはできません。 ・お一人1口座のみ。複数店舗での開設、複数口座の開設はできません。 ・預金保険制度の付保対象商品です。定期預金（積立・財形貯蓄商品含む）、定期積金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金を合算し当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金を合計して元本1,000万円までとその利息等が保護されます。 ・預金保険制度に関する詳しい内容については、別途資料をお渡しいたします。